

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の方法の認可申請に関する面談(3-8)

2. 日時

令和2年6月19日(金) 10時00分～12時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤上席安全審査官、永井主任安全審査官、田邊係員、池永技術参与、吉村技術参与

原子力規制部 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官

原子燃料工業株式会社

熊取事業所 環境安全部長 他9名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第3次設工認コメント対応整理、補正申請書反映状況表(R2/06/19)

資料2: 原燃工熊取事業所第1次設工認の使用前自主検査での不適合を受けた調査結果及び再発防止策

資料3: 第3次設工認申請の補正における第1加工棟の改造の追加について

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:00	はいそれでは面談開始いたします。ただいまから原子燃料工業株式会社熊取事業所との面談を開始いたします。今回の内容は例は元年 12 月 2 日付で申請があり、例は 2 年 6 月 9 日付で 1 回の補正なった。
0:00:19	加工施設の変更に係る設計及び工事の方法等について、事業者資料をもとに、事実確認を行うものになります。まず初めの議題なんですが、今回の設工認申請中にですね確認されていましたが第一次設工認の使用範囲自主検査、区的
0:00:39	を受けた調査結果とあと最終報告について確認するものとなります。それでは本件について熊取事業所から説明をお願いいたします。
0:00:53	原燃工の小野でございます。
0:00:57	やっぱ進めFPTの 2006033 ということで、原燃工熊取事業所第一次設工認の許容前検査での不適合を受けた調査結果及び再発防止策ということで最終の報告をさせていただきます。
0:01:13	こちらのほうの過去 2 回の面談に説明しているところがあって、重複するところがありますので、その部分については、要約的なところを説明させていただいて追加となっているところについて詳細に説明させていただきます。
0:01:28	まず初めですけれども、こちらNodaetの設工認の値を前検査を行っているときに、判定基準を逸脱するという時層が発生していたというのが発端でございます。
0:01:40	この事象を受けまして、調査を幾つか行いまして、その結果、管理基準逸脱を送った当該設備以外にも幾つか設工認の記載に関わる不適切な記載とか記載があまり判明したということで、
0:01:57	適合して説明を行っているものでございます。具体的に設工認の記載のほうに問題があったのが、こちらの長に書いております。／設備No.2 粉末スタッカークレーンと、搬送設備No.設置ペレットとかグリーンに関するもので、
0:02:15	ございます。いずれのルールに関わるところ上部LとWでございますけれども、そのそのファン間隔であったり、アンカーボルトの個数といったところに関しまして、適正在庫記載の誤りがあったということでございます。
0:02:32	こちらの方でも申しましたけれども、社内の不適合管理の徹底にのっとりまして、部会で報告書というものを発行しまして、再発防止策というものを策定し、その実施を行っております。
0:02:46	こちらの不適切な記載及び記載の誤りの安全の影響につきましては、以前もいますけれども、本資料中にも 3 章のほうに影響のほうを対応してございまして影響がないということを確認してございますので、

0:03:01	法律の規定にのっとりまして、加工施設の変更に関わる変更に関する設計及び工事の計画に係る軽微の変更の届け出をでは南 4 月 6 日に
0:03:17	理事させていただきます。
0:03:19	この報告書は、この
0:03:22	不適合いまして、すでに認可を受けております。第一次と第二次の設工認のすべての設備機器については同様の事象が発生していないかという調査を行ってその調査結果と不適合の発生原因を踏まえて策定実行した再発スポーツ対策。
0:03:40	及び今回この自主検査れ、
0:03:44	判定基準 I だというのが起こっておりますので、今後そういった事が起きないということを確認するために、今後実施して参ります使用前自主検査におき置いてそういう事が起きないということを確認した結果についてご報告するものでございます。
0:04:00	はい。
0:04:03	はい。
0:04:04	2 ページをめくっていただいて 2 ページ目で二つが記載こう記載の誤りの箇所と内容のところですけども、こちらと言うと、もうすでに御説明しているところでありますので、やや要約的に御説明しますけれども、
0:04:19	F松阪クレーンの上部れるボルトのスパン最大こちらのほうがええ、そうですね。
0:04:27	こちらノミナルtというものを記載しております、実際には判定基準に関わるものでこれを絶対に下回るという再配置を記載すると、できたところであったというところがございます。
0:04:39	二つ目に別途スタッカーグレーのこちらも胴部レールボルトに関してのスパンですけども、こちらノミナル値ということで、同様の記載の不適切な記載ということでございます。
0:04:52	三つ、三つ目に、こちら今度ペレットスタッカークレーンのアンカーボルトのコストでございます、こちらの交渉のほうが動きというか、謝った数を記載してございまして、こちらのほうは記載の誤りとなっております。
0:05:08	四つ目にペレットスパーカークレーンのこちら株Nのアンカーボルトですけども、こちらのほう最大スパン等々記載しておるんですけども、実際のファンと設工認に記載している数値にそこがございまして、建設工認申請書の記載の誤りがあったというものでございます。
0:05:27	大きくこういう一つの適切な臭いを 1 号機があったというものでございます。

0:05:37	次のページにこれらの記載の誤りが政務影響があるというところについてどうしたところとなってございまして、こちらのほうにして先ほど申しましたよと、2人の誤りを不適切な言語定量化してございます。
0:05:53	実際の成功に出た数字と実際の現物の寸法、そちらの方、
0:06:01	で、去年成果結果への影響がありますけども、その影響評価結果実際はですね、もとの検定比が非常に余裕のあるピットとなってございまして、物によっては二倍三倍ぐらいの余裕があるものでございます。
0:06:18	今回の説明の際、または記載の誤りの影響を大きく考慮したとしても、現年歴ばないということでございます。
0:06:27	年目まで今日、
0:06:29	そういうものはダブルとも産官学というのが一つのものでありますけれども、そちらは影響は小さいとあとアンカボルトの本数ですね、資料で、
0:06:40	④というところに書いてありますけれども、アンカーボルトの個数自体につきましても、評価への影響全くないものでございますので、当然安全への影響もないというものでございます。
0:06:53	さっき冒頭に申しましたが、このように安全性の影響がないということでいけば変更を届け出をさせていただいたということでございます。
0:07:04	4層不適切な記載のこの判明した経営の法事亀裂で示したものでございます。
0:07:12	こちらの方がですね、今年の2月6日ですね。
0:07:16	うん。
0:07:17	粉末スタッカークレーンの使用前自主検査を設備の所管部である燃料製造部のほうで実施しておりましたが、その際に株レールのアンカーボルトスパン長が判定基準を超えているという事象が判明しました。
0:07:31	再確認等を行っても結果が変わるということで、ここで最初の
0:07:37	ふうん。
0:07:38	意見サイズだというのが、
0:07:42	起きた日でございます。その後ですね、この粉末高く連というのは、レール上設備が動くような手続きにしてみたいのは設備がほかにも三つほどございますので、他の設備も同様のことがないかということで、調査というものを行っております。
0:07:59	こちらのほう2月11日から13日にかけて燃料製造部のほうで実施してございまして、
0:08:06	えーとですね、みたいな説明の中に粉末搬送機ナンバーワンという設備がございまして、この3日間の間の確認した範囲においては判定基準を逸脱。

	TV会議システムの不具合により面談中断
--	---------------------

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。それでは規制庁タナベです。今回線ですねちょっとそびれてしまいましたので面談のほうを再開したいと思います。それではですね事業者から資料のですね続きの方を御説明をお願いいたします。
0:00:18	上げ年後の濃度でございます。4章の不適切な記載と記載の誤りの判明経緯ところから説明を再開させていただきます。
0:00:28	こちらの計でございますけれども、もともとの出張前厳しく検査で判定基準を逸脱したという事象が発生したのが2月6日でございます。このときに、家ぶれる幕末たかぐらいの価格出る何か御負担増が
0:00:43	逸脱したということでございます。
0:00:47	再測定も行いましたが、結果も変わらないということでございまして、この粉末た訓練と類似した設備がございましたのでそちらのほうも同様なことがないかという調査のほうを2月11日から2月13日にかけて実施してございます。
0:01:03	その結果をまた当期ナンバーワンにつきましては、判定基準を満足しましたけれども、別途スタッフクレーンにつきましては、また各年度同様に判定基準を逸脱するという事象が確認されております。
0:01:17	もう一つ類似設備として何でも使う各連でございますけれども、こちらのほうは改造する設備でございましたので、この時には調査対象外としております。
0:01:27	こういうふういくつかの設備で問題が発覚しましたので、設計を実施いたしました設備管理部の方で調査を行っております。
0:01:37	こちらの方が接続による調査を並行して実施してございまして、2月10日から17日にかけて現地調査のほうでございます。
0:01:46	こちらの方が最初の事象が発生してから
0:01:50	1週間、10日間ぐらいの間では明記させていただきます。
0:01:57	5号機に移りまして、今回議請受け手第一次ファンド第二次ですね、こちらのほうすでに認可を受けてございますので、こういった
0:02:08	これらの通りの設備に置きまして、同様な事象がないかということの調査を行ってございます。
0:02:14	今回事象1から事象3の三つの事象が判明してございまして、一つ目として産業としてノミナルと記載したという適切な記載に関するでしょ。
0:02:25	あと二つ目として、アンカーボルトのご就任誤りがあったと。
0:02:29	三つ目としてスパン長の記載に誤りがあったというのはそれぞれの閉塞に対しまして検証位置から検証さというふうな形での設備についても引き続き確認を行ってれば、
0:02:43	検層位置のノミナル値に関するものに関しましては、こちらは設計さと建設工認作成したものとの間の認識の違いに起因するものでございましたので、こち

	らのほうは、施設工認に記載された数値ですね、設計値、こちらのほうをすべて確認する。
0:03:02	行ってございます。
0:03:04	その確認の結果ですけれども、今回判明した設備以外に粉末搬送機ナンバーワン。
0:03:13	こちらの上部フレームのボルトスパンと隠れるのアンカーボルトの三条に関して設計ではないもの、つまりノミナル値と最大値みたいな、その判定基準との関係が正しくないというのが見えてございます。
0:03:28	こちらについては、それまでに判明したものは、いや、違いがございまして、こちらの意図としてはずれていたんですけれども、自主検査の結果としては問題ないというふうな結果になるというものでございました。
0:03:43	検証に対して、アンカーボルトの個数の記載の間違いを受けた計画に載ってございます。
0:03:49	こちらのほうは、高クレーンのレールのグループを計測するときに、途中で障害物があるので、一旦調査を中断して再度測定し直したという設備でございまして、こういった事象の発生の状況を踏まえて、同様な事象が発生しそうな
0:04:08	設備について再調査のほうを行ってございます。
0:04:11	具体的な対象は粉末高く連粉末搬送機ナンバーワン決定がクレーンを3設備でございまして、実際に現物の再確認のほうを行ってございます。
0:04:23	混載確認の結果、今回判明しておりましたペレットスタッククレーンのアンカーボルトのPOS以外には同様の問題がないということを確認してございます。
0:04:34	三つ目としまして、山頂の記載の誤りを受けた原子力というのはですね、こちらのほうは繰り返し性のある項目について、すべて同じだというふうなちょっと余談がございまして、一部の測定で他のものについては同じと換算して、結果的にそちらが誤りだった。
0:04:53	今までございまして、／発生事象を踏まえて、そういった繰り返し性があるという項目につきまして、調査というものを行ってございます。
0:05:03	同様の事象が起きる可能性がある手続きとしてありましたのが言動間接B型ナンバーワン原料関係、伊方ナンバーワンと短絡ナンバーワン燃料棒保管なく伊方ナンバーワン及びNo.2 幕末からクレームがちゃんとナンバーワン。
0:05:21	フィリップス高倉でございます。
0:05:24	こちらにつきましてはずべて現物の調査のほうを行いまして、同様な問題がないということを確認してございます。
0:05:32	はい。

0:05:34	これらの結果を受けまして、今回起きた一層位置から事象 3 と 11 の事象というものにつきましては、第一次と第二次の設工認対象設備についてはないということを確認してございます。
0:05:55	規制庁タナベです本県の方説明以上ということによろしいでしょうか。
0:06:01	ここまでが° ですね、今まで説明した内容とか振替
0:06:07	組織的な内容になるものでございまして、はいから 12 ページ以降にですね、今回の原因とそれを踏まえた再発防止策、
0:06:16	公立でございまして、こちらについても続けて説明させていただいてよろしいでしょうか。はい、よろしく願います。はい。また 12 ページ以降、6 ポチのところにて適切な記載及び記載の誤りの原因というところがございます。
0:06:33	こちらちょっと今までの(2)説明と重複するところがございすけれども、2 章以降ですねノミナル値を記載したということにつきましては、原因の括弧書きの枠書きの中に書いてございすけれども、満潮最大と言ったときに、
0:06:48	AとBの二つの解析ございまして、ノミナル値が複数ある課長のノミナル値が西大寺株という解釈をしつつあるスパンの中で、実際の最大の長さが追加である対策がありますけれども、
0:07:04	設計担当者は、
0:07:07	ノミナル値の最大ということを書いたんですけども設工認を作成し、実際のものの最大という解釈で記載したということで、そこが生じたものでございます。
0:07:19	こちらのほうは、設計図書の際はですね、ノミナル値であるということが非常にわかりにくい曖昧なものであったということで設工認の担当させ担当者がいないからちょっと誤ったところが原因というふうにございす。
0:07:33	二つ目のアンカーボルトの個数の記載の誤りでございすけれども、どうも先ほど少し説明しましたけれども、実際の現物調査を行う際に、途中で障害物があるということで、現物調査を 2 回に分けて行うために、
0:07:48	途中で目印を設定していたものが目印を誤認して生じたというものでございす。
0:07:54	こちらのほうが、そういうふうに繰り返し性があったり、大型化であるというときに、そういう間違いが生じやすいと。
0:08:03	ということが原因だというふうに
0:08:06	はい。
0:08:08	検討してございす。
0:08:10	三つ目のほうに硝酸スパン長の記載の誤りですけれども、こちらのほうは売れるがナガイれるがございまして何かボルトだ数字でございすけれども、

0:08:22	途中の負担の長さが同じであろうという予断を持ってプラントワークダウンを調査を行ったんですけれども、実際には、真ん中のほうの一部のスパンの道が開けるところがあったというものでございます。
0:08:40	こちらのほうも
0:08:44	油断があったということと、ノミナル値を調査すればよいという設計者の考え方がありまして、全部申請をしなかったというところが原因だというふうに考えてございます。
0:08:58	三つの理想かっこいいいたというのを一番要因としまして、
0:09:05	そうですね、提示して、17 ページにこの三つの事象を要因も詰まってFP図のほうを行ってございまして、そこであれ 24、3 病院まで自治会しまして、それで弁閉された弁閉かった議員に対していただいた方の方を意識してもらいます。
0:09:24	こちらのほう要約しますと、14 ページのほうに伝えてございましてけれども、
0:09:31	その持ちかけたりですね設計者だファンド何らかの財政的資料に記載しましたが、ノミナル値であることを明記しなかったことが設計値は検査の対象となる部分を前提とした記載となっていないんですか。
0:09:45	また現物調査は、すべての時間を取ってきてもらう審査も、その結果を容易に確認できる仕組みになっていませんでした。従って、こちらに書いております。一方現行でございまして。
0:09:58	一つ目のノミナル値最大最小値に関する基準の記載方法が手順書に規定されていなかった。
0:10:04	二つ目の図面に情報の内容、調査項目であり、全体像が不明確な状態での現物、これは
0:10:12	三目現地調査結果において、図面に情報がなく、全体像が不明確であることを踏まえた検討がなかった。
0:10:20	ではの情報が事前にある場合とない場合であれば、検証の仕方も違ったものであるべきところが、そういったところまで考慮された水になっていなかったということです。
0:10:30	いう詰めが現地調査結果は設計資料の一部事務タナベ添付資料というところを書いてあったんですけれども、審査として審査の目線から見たときに審査がしにくいような形態になったところでございます。
0:10:44	次に対象性のある部位については、代替箇所の特定をしてもよいともともとそういう適任者についてあったんですけれども、この規定を設計者の方が拡大解釈をしてしまって、対象生徒繰り返し性をどういうふうな意味で解釈してしまったと。
0:11:00	その辺のところ、手順書の規定記載ぶりがちょっと不十分なところがあったところでございます。

0:11:06	最後に代表箇所の特定を一覧の設計者行っていたんですけども、そちらのほうで設計資料には明確な記載がなかったということで、審査も気づき生きるような状況になっていた。
0:11:17	こういうふうな原因の方が従事されましたので、こちらに対しまして対策の方をさせていただきます。
0:11:25	18 ページのほうならこっち再発防止策というところでございます。こちらの先ほど申しました幾つかの原因二体をに対しましてABCの三つの対策の方をさせていただきます。
0:11:39	まず一つ目のですけども、容量と手順書のほう改定してございまして、数値の記載方法に関わるよう追加でございます。
0:11:48	要領のほうには、検査の判定基準になることを前提とした設計結果の表記方法の方針を記載するとともに、手順書には具体的な方法を記載してございます。
0:11:59	二つ目の対策として、Bとしまして、こちらの要領等で傾斜の崩壊でございまして、
0:12:05	図面情報の有無の以前情報の程度に応じて現地調査の方法と情報に係る規定を追加します。
0:12:13	今ゲーム調査するとき、事前にわかっている方が違うんであれば違うやり方をやるということを聞いていたということです。
0:12:22	三目Cですけども、こちらも要素の崩壊でございまして、対象性をもとに代表課長と直接場合の要件物調査に来ております。
0:12:34	そういった代表箇所の特定を行った場合につきましては、設計資料のほうにもそのことを明記することとして提示でございます。
0:12:43	また要領のほうには物理的に連通測定ができない場合の代替測定の方法の方針を記載しているのか具体的なご報告させていただきます。
0:12:53	こういった三つの対策を施すことで、同様の事象が起きないということの対策というふうに考えてございます。
0:13:01	またこれらの今回起きた事象であったり、こういった手順書の改定内容につきましては、
0:13:07	社内の設計に対して周知教育のほうを行ってございます。
0:13:12	こちらのほうが今回の再発防止策でございます。
0:13:16	最後に、19 ページのほうへあちこちというところですけども、使用前自主検査項目の検査計画ということで、こちらのほうはまだ維持第二次設工認の使用前自主検査を今後行って参りますけれども、

0:13:31	今回起きた事象等の類似性とは無関係にすべての設備機器について、どうい うのは、判定基準値だということが起きないということを確認するために、すべ ての不動作というものを行ってございます。
0:13:46	その調査結果の一覧。
0:13:50	一方一覧表で、20 ページのほうにまとめてございまして、
0:13:54	この表の左側の列の方に
0:13:57	第一次設工認の申請対象設備
0:14:00	ちょっと第二期については結局、今回の撤去移設だけでございますので、あり ませんでしたので、大事なものを対象として、すべての設備ができてございま す。それがについて外観配置人数って、議会佐藤池再度するところにつきまし て調査を行った結果を
0:14:19	その方法を示してございます。
0:14:22	一部の設備が網かけしてあるところがございましてけれども、これらの設備につ いてはすでに使用前検査を置いているもの、或いは使用前検査未受検ですけ ども、社内では自主検査を実施を常に置いているものはこういったものにつ きましては、次に置いているということで対象外としておりまして、これからぜひ 検査を行う設備について、
0:14:42	調査を行ってございます。
0:14:45	基本的には現物をはかると現物を見に行くというゲーム調査を基本としてつけ て調査を行ってございまして、結果的にはすべての設備について問題がない ということを今回確認でございまして、今後使用前自主検査において同様の事 象はないというふうに考えてございます。
0:15:07	最後まとめでございましてけれども、21 ページに規模的にまとめてございま すけれども、今回商売自主検査での不適合を受け、
0:15:15	組替第一次及び第二次設工認のすべての手続き及び建物構築物で行いま した。
0:15:22	不適合の発生原因を踏まえて、再発防止策も引き続きやりました。
0:15:27	また、今後の使用前自主検査において判定基準の逸脱を起こすことがないよ うに、すべての設備について、検査項目の調査を行い、問題がないというこ を確認した。
0:15:39	第三期の鉄工につきましては、コメント回答の中で月額の行いまして、別途報 告しております。第 3 施設の安全性の補正における第 1 加工棟の担当しか残 ってしまった対策を考慮した上で補正申請の方を引き続きさせていただいてお ります。
0:15:58	以上であります。

0:16:02	はい。ご説明ありがとうございました。今回の本件について規制庁側から何かコメント等ご質問等ございますでしょうか。はい。原子力規制庁ナガイず、発生した事象と基本そっちについてはこれまでも報告いただいていたんです。
0:16:20	が誤開はですね再発防止ですね、是正処置についてちょっと確認したいと思えますけれども、ここ、この
0:16:32	今ご報告いただいた内容の原因と対策については、車のIEEEとしては、ちゃんと確認が取れたものなんでしょうか。
0:16:52	ただ、やっぱり言語でございます。社内としても確認しておりまして、不適合措置としても完了したものになってください。規制庁ナガイです。そうしますと、現行の設工認を
0:17:07	3、三時といいますかね当時は一時でしたですけども、品質保証計画書は品質保証計画書がついてまして、特に技術基準の要求事項だとプロセス責任者、
0:17:22	であるとかですね、特に設計に係るところなんですけど、その責任者の方が手順の
0:17:32	改善改正とかですね責任を有するというので、これはあれですか、先ほどの御説明ですとJAB性設計が設備管理部ということでしたけれども、そのプロセスの責任者は保安やるのでしょうか。例えばも役職としておりますでしょうか。
0:17:56	以上です。
0:17:57	原燃エイケノでございます。所管部の責任者としては設備管理部長ごとになりますが、どうぞトラブル改善報告書の表は改善の仕組みとしましては直管部から内回覧いたしまして
0:18:15	関係する部長それから、核燃料取扱責任者の審査を経て、
0:18:23	やっぱり改善ロードするという仕組みになっておられます。
0:18:26	わかりました。今幾つか数名の方のあれでってきましたけれども、特に
0:18:35	認可申請の中では品質管理のマニュアルもありまして、
0:18:41	その中でですねプロセス責任者という役所の役職所役割を担ってる方にはきちんと確認をしていただいた上で、今回の原因と対策はですね社内で再発防止として、
0:18:57	有効であるという確定がされたんであれば少なくとも、今後の手続きにおいては、きちんと同様の事象が発生しないように実施していただきたいと思えますので、思います。
0:19:14	とりあえず手続き面についての確認をいたして
0:19:18	あとはですね、この状況っていうのはもうマネジメントレビューっていうにはインプットとして報告され、
0:19:28	多分でしょうか。その結果、どのようなアウトプットというか、

0:19:35	承認なり誰か案件何があれば、報告してください。
0:20:02	マネジメントレビューといたしましたが、原燃エフジワラでございます。
0:20:07	一応ですね年 2 回方案のマネジメントできるございまして、それが
0:20:17	5 月末にですね。
0:20:19	この中でですね今回の事象は報告した上で対策を持っているということで一応ですね、今後同じようなことをナガイさんにはねたようにですね、対策を聞いても同じようなものが起こらないようでございます。
0:20:35	はい。わかりました。社内としてそういう確認がとれているのであればまだこの内容については社内で承認すべき内容ですので、大切なことは再発を防止するということと、
0:20:51	もしもう一步踏み込めば未然防止で現在進行中の産地で使う水が今後の 4 時 5 時に向けてですねきちんと対応していただければと思います。
0:21:05	づきについては以上としますねんオフバランスいたします。はい。あと、
0:21:12	ちょっと 1 点だけ 1 点だけちょっと。
0:21:16	品質
0:21:18	規制庁ハヤカワです。
0:21:22	20 ページの確認結果の一覧表なんですけれども、上の部分ですということで、図書の閉鎖が終了したものという書き方が増えてるんですけれども、
0:21:36	B型ナンバーワンとかですね、B型ナンバーワンはまだ区域が残ってるんですよ。
0:21:44	やったのは、区域の地域だけなんでまだ終わってないんで、これを見る終わったように見えて、記載としては、
0:21:54	19 ページの上毎日検査の話を書かれてるんで、ここの 9 が使用前検査終了したもの及び掲示てもらったほうがいいのかもかもしれません。
0:22:09	よろしくお願いいたします。はい。
0:22:12	はい、承知しました。
0:22:19	規制庁、川ですけど。
0:22:22	まず、この報告書なんですけど、まず 3 ページ。
0:22:29	ここ安全性の評価してますけれども、実際等の数値が幾つだったのかっていうのを読み取れるようにして記載してください。そうしないと検定比 1.0 に対してどの数値を比較すればいいのかっていうのがちょっとわかりにくいので、
0:22:48	わからない箇所もありますし、きちんと書いてください。まずよろしいですか。
0:22:54	原燃工ので通所しました。
0:22:58	続いて、
0:23:02	5 ページ目ですけれども、

0:23:05	検証 1 の検証方法のところで、
0:23:13	検証するにあたって、幾つか項目立てて選定してますけれども、まず最初の力量を有するものっていうところはどういう方を力量を有するものとして判断したのか、きちんと記載してください。
0:23:30	今説明もしてください。
0:23:43	いつも申し上げられちょっと途切れていて最後のところが、
0:23:48	5 ページの
0:23:51	検証方法のところなんですけれども、
0:23:55	まず確認にあたって力量を有する者が行いますってところの力量を有するものというものはどのような方ができる溶融するものとして判断されたのかというところをきちんと記載してください。
0:24:13	原燃工のです。承知いたしました。実際はどういう肩代わり共有するものとして判断されたんですか。
0:24:22	それってというのは、
0:24:25	オノでございます。他の社内で設計を行うものってというのが設計者としての力量認定というものを行ってございますので、この設計者としての力量の隠蔽されたものというものが実施してございます。
0:24:40	でも実際あの今回力量認定された人がヘッド誤った判断をされていたということではないんですが今回関わった人の中で、
0:24:53	原燃工でございます。実際もちろん、今回の問題が生じたものの関係者としては力量認定したものではあるんですけども、今回この要領に従って、今回起きた事象の視点を持ってということで、状況が違う点もございますし、
0:25:11	その視点を持った状態であれば、その力量設計者として見たものは確認をするという作業が 10 分できると判断してございます。
0:25:22	わかりました、そのところをきちんと記載してください。
0:25:27	減免後のです。承知いたしました。
0:25:31	それと、
0:25:33	検証 2 のところなんですけれども、
0:25:38	これ
0:25:44	当該部分で、当該部分指定等、個々の対象設備の選定というところですね。
0:25:56	測定を実施していて、前にも室コメントしてますけれども、途中で 1 回こう間おいて再測定するっていうのはあり得ると思っていて、当該部分に書かれてるもの以外のそういう行為はあるんじゃないんですかっていう質問をしたときに、
0:26:16	きちんとこの対象以外のものについては記録を取っていて、

0:26:22	きちんと記録で確認できているので問題ありませんっていうことを説明を受けたと認識してます。
0:26:30	なので、そのところをきちんと方案ええと品質保証体系の記録に基づいてきちんと記録がとられていたのが問題ないというところを記載してください。
0:26:46	いろんな以降のです。承知いたしました。
0:26:51	続いて健勝さんのところなんですけれども、
0:26:57	このところの
0:27:00	この対象が検証 2 の対象と
0:27:07	確認されたのは同じ対象でも確認されてるんですよね。
0:27:15	それで当該部分図面が
0:27:21	存在しない状態で検証 3 をまずやっていたんではないんですか。
0:27:26	ていうところはどうでしょうか。
0:27:34	はい。
0:27:38	はい。
0:27:46	ここ、
0:28:07	原燃工オノでございます。経常 3 につきましては、ルールに関しての図面はあるんですけども、このアンカーボルトがどこに何本てるというふうな図面がなかったという状態で現物調査というものを行ったものでございます。
0:28:26	そうするとあれですか図面は都県硝酸の測定をしているときには、図面は、
0:28:36	測定箇所というのは、きちんと一つ一つその図面上に落とすような形で記録を取っていたってことなんですか。
0:28:45	はい。
0:28:45	そうであれば同じような事象が発生するようなことで、こういう事象が発生すると思えないんですけど。
0:28:58	はい。
0:29:04	ちょっと、
0:29:05	原燃工オノでございます。すべての申し訳ないで質問の意図がちょっと今ちょっとよく、
0:29:11	わかりかねているんですけども、健勝 3 の事象が発生したのものに対しては、確かどこかで検証に発生したものの、
0:29:24	確認をしている最中ってというのはどっかに書かれてると思うんですけど。
0:29:30	はい、わかりました。
0:29:34	それでもって、実際にこれ測定するときに、図面がなかったのかなと思ったんですけど、図面はありましたということであれば、図面があるのに、何でこういう工認をするのか理解できないんですけど。

0:29:49	はい。
0:29:53	原燃工飲んでございます。ちょっと今のところはですね。
0:30:00	3 ページ、13 ページの
0:30:05	下のほうですね、西勝さんのサイトの記載の誤りの原因に関するところの記載に関わる課長だと思います。
0:30:14	この原因の箇所、3 段落ありますけども、三番目のところですね、さっきの測定をする前に設計担当者はアンカーボルト交通の計測を行っております。
0:30:30	その時には個数の建設なので、特にスパンと図りながらではないんですけども、交通を図っていくときに、ここでアンカボルト見た目等間隔に見えるので、等間隔であるという判断が、こちらでまず入っております。
0:30:47	その後異端個数の継続を終えた後に、今度はスパンと渡るために、継続をしていたんですけども、等間隔であるというふうな戦力化もあって、
0:31:00	一部のプラントを図ることで、それ以降は同じというふうに判断をしてしまって、実際には全部同じでなかったというところが、今回の発生原因となっております。
0:31:12	なので、図面という意味では個数を図っているので、個数だ難航という情報は山頂働く切りがもうわかっていたんですけども、全部諮るべきところわからなかったというところでございます。
0:31:28	それっていうのは全部測らなかつたっていうのが記録上でわかるようになってるんですか。
0:31:35	電力オノでございます。わかります。
0:31:40	それで記録というのがどういうふうに残したのかっていうのはちょっとわからないんですけど、前回説明聞いたときは図面上に何か記載していているやり方で記載してますというような残してますというようなことだったと思うんですけども、
0:31:56	そうするとその図面を見ても、等間隔か等間隔じゃないかっていうのはわからないような地面だったっていうことですか。
0:32:06	原燃工のほうでございます。こちらのルールに関しましては、もともとの図面には戸数も感覚ものないものですので、ルールがあるということだけがわかった状態でまず御数をはかってそのまま次に一般長波たりとか、
0:32:22	いうことございまして、その単回では、そういった等間隔とか、スパン長が幾つであるといったような図面がない状態での調査を行っていただきます。
0:32:32	今回の一連の第一次設工認の中でこのレールの隙間のアンカーボルトのスパンだけが特にそういう状況になっていまして、そのほかの普通の設備であれば、その図面があるので、その文面をもってこの図面の寸法と照らし合わせながらプラントウォークダウンをします。

0:32:49	いうところでちょっとレールのレールと他のとこ他の設備費とでは一番大きな違いがあるところがございます。
0:32:58	状況わかりましたということで、
0:33:02	当初から測定されていたところのその記録というものをきちんと残していたということをこの報告書の中に記載してください。
0:33:16	原燃工延べ数承知いたしました。
0:33:22	それですね。
0:33:29	不適合の原因分析、にも関係するんですけども、12 ページ以降の誤りの原因のところ、例えばその事象 1 なんかについてですね。
0:33:46	こういうこの内容については、今までの設工認のその面談であったりとか、御社に対する面談であったりとか、
0:33:55	先行する他事業者のその設工認の面談であったり、記載について、し、
0:34:05	設工認のその本文の仕様表であったりとか、図面であったりとかってところの数値の取り扱い。
0:34:13	それについては今後のその使用前検査だとかも踏まえて記載をしなければいけないですよというようなところをこちらから何度も注意喚起していたにもかかわらず、こういう事象が起きているってところなんですけれども、
0:34:27	こういうところは社内に周知されていたんでしょうかされ、されていたんでしょうか。なぜ。
0:34:40	埋め込んでございます。
0:34:42	同斜内で周知という意味では
0:34:47	今回の判定基準の活用に関しましては、設計部門が関係するところでございますので、設計部門の中では、情報共有、例えば、
0:34:58	朝の面談の状況であったり、我々が実際に直接面談した際の情報ということで情報共有ということは常に行っております。
0:35:10	情報共有を行っていて何でこういう事象が発生したんですか。
0:35:26	結果的には原因分析のとも関係してくるんですけども、そういう情報共有。
0:35:32	だけでは不十分でやって手順書を規定のところに 1 回どう反映し切れていなかったというところではないかと考えております。
0:35:44	我々例としてはですね、懇今回経過の関係するところが設計部門だけ関係者とおっしゃいましたけれども、そののんならず、
0:35:59	実際測定する人っていうのは設計等の担当の部署じゃなかったということですか。
0:36:06	件目個別設計部署ではない部署が検査の方は実績でございます。

0:36:12	問題は事情書に設工認の申請書作成に携わる関係する人たち全員にきちんと周知する必要があったのではないのでしょうかというところです。
0:36:24	きちんと展開されていないからこういうことが起きるんじゃないんですかっていうことです。ですので、今後、同じようなことが起きないようにですね、これからもその設工認の申請にあたってまで続くんですから、こちらからの面談で
0:36:40	先行他社も含めてですね、注意喚起したものをですね、きちんとその施設工認のその申請書を直接作る方のみならず、関係する所全員ですね、周知するようにしてください。
0:36:56	そうしないとですね、同じようなことが繰り返し発生するのではないかというのを危惧しています。今回はこの不適合でそれに対するその書類を第三次設工認の中で、そのきちんと系統どういう対応したのかというところを記載していただいて、
0:37:15	対応していただくということでこちら考えていますけれども、今後同じことが繰り返されれば、
0:37:22	そういう状況で進まなくなりますので、そのところ弱く認識して対応してください。
0:37:30	原子燃料工業の藤原でございます。ご指摘の点ですねやはり周ちい我々ですね面談したとも準備についてですね推定はしてるんですが、号線がですね、十分でなかったというところですね。
0:37:47	だから一方的に発信するだけじゃなくてですね、ワラタニ各部でですね、またきちっとしてもらおうようにですね努めたいと思っております。
0:37:56	今後同じようなことのないようにしたいと思っておりますので、はい、申し訳ございません。
0:38:02	今お話ししたような内容も報告書の中には含めてください。
0:38:14	四電工でございます。承知いたしました。
0:38:19	この報告書を踏まえて今後の設工認の補正を来週一応出される予定というふうに聞いてますけれども、
0:38:28	その中にこの内容さ第三次設工認としてこの不適合をどういうふうに対応されたのかというものがきちんと読み取れるように読み取れる形で補正申請を出してください。
0:38:50	原子燃料工業フジワラでございます。
0:38:53	今御指摘のところも来週火曜日が相当数の方の非常の部分ですよ。そこにどこの対策を盛り込むという
0:39:06	そこが御社で考えていただければいいと思いますけれども便数管理のほうに関係するところで、実際に計画だとか実績だとか実績だとか計画だとかを記載する。

0:39:25	添付があったりしますよね、その中で、少なくとも、どういう対応されたのかというのがですね、きちんとその読み取れるようにしてくださいということですね、まず、
0:39:38	現世の工業フジワラです。承知いたしました。
0:39:51	はい。
0:39:53	オザワからは以上ですけれども、
0:39:55	ということで、今報告がとりあえず面談という形でこちらを受けましたけれども、きちんと今回やった内容ですね、
0:40:06	一次設工認だとかに設工認のほうは1のほうが変更の届け出が出て
0:40:14	対応されているところですが、この内容の書類は今言ったように、第三次設工認の中で確認をしますので、そちらに含めてくださいということですね、第三次設工認の中で、この
0:40:30	調査をされて修正箇所があったっていうのは別途資料をいただいている。第1加工棟の改造の追加についてっていう。
0:40:42	ここに記載されてる項目だけなんですか。
0:40:45	それ以外のところは問題なかったということでよろしいんですか。
0:40:53	レジュメのほうの木村でございます。
0:40:56	なお、
0:41:01	OPの修正等ございますが、一応公認でかつ者ぼ一般的ではですね、いようなものはなく後で御説明させていただきます。他府以降のですね、ところでございます。
0:41:18	はい、わかりました。
0:41:22	はい、原子力規制庁の永井です。僕は今オザワのほうからお伝えした通りなんですけどちょっと1点事実確認1点というか一つの表ですけど、事実確認させていただきます。原子力規制庁ナガイです。
0:41:38	提示がですね、19ページ、20ページに、
0:41:43	表8-1ということで、潮間検査項目、確認結果とこれはタイトルはちょっと別にして、この表の中の右側ですね、また臨界防止Cの寸法とかは、
0:42:02	確認されてませんで、その理由をちょっと御説明いただきたいということですね、これは何故かっていうと、5ページ。
0:42:14	5ページ目に戻るんですけど、検証1の中の
0:42:21	対象設備の選定で四角枠の下にですね、ありまして本事象については訂正申請石膏に申請の使用及び図面に記載されたすべての

0:42:37	設定値保健所と対処しますと言っているんだけど、ただし、撤去設備仮移設する設備というのはまあわかるんですがそのあと過去の設工認から変更のない
0:42:53	設計値で括弧核的制限値については対象外としますとあるんですが、この理由が記載されていないので、御説明をお願いしたいというのが1点、それから同じ20ページの表に戻るんですが、
0:43:08	これ単純な質問ですけどその臨界防止のところの左側に据えつけて書いてあって、
0:43:14	アンカーボルトの径と本数の調査と据付けボルトの径とするとちょっと違いというか、社内の管理上の違いなんだと思うんですけど、このスプレイ違いをちょっと説明していただけますでしょうか。
0:43:32	原燃工の小野でございます。
0:43:35	まず一つ目の臨界前核的制限値のところでございますけれども、こちらのほうは過去に使用前検査も受けておりまして、審査も受けておりまして、今回、設計変更なりもございませんで、改造によって変わるところでもございませんので、今回
0:43:51	検証1の対象から外しておりまして、かつ、この表の20のところからもお話しておりますものでございます。
0:44:01	二つ目のほうの質問のアンカーボルトと据付けボルトの違いですけども、こちら例えば鉄公認の申請書の記載の表記と合わせているんですけども、アンカーボルトというのは、設備を床とか壁、天井に
0:44:16	コンクリートのところにつなげているものをアンカーボルトというふうな呼び方をしております。
0:44:21	据付ボルトというのは、こちらの二つかクレーンに関係するところなんですけども、落下クレーンの上部出るは現状ではなくて、変動範囲原料貯蔵設備のB型ナンバーワンとつながっているというふうな構造になっていますので、
0:44:37	設備を他の設備に据えつけているというところについて説明をとるというふうな表記をしております。
0:44:46	原子力規制庁外です。
0:44:49	まず1点目なんですけれども、臨界方法cは、過去の使用前検査を受けているというのが、それは事実なのかもしれませんが、今回設置総理の認可を受けて、また今後ですね、使用前検査人かい像を核的制限値
0:45:09	ですかね、計上寸法で管理しているものというのは、改めて適合確認という形で新規制基準対応でですね、変更になってる部分もあるかもしれませんが、確認していく上での寸法ですので、そこでまた
0:45:28	発生を

0:45:30	同じようなですね、状況が発生を
0:45:35	する可能性もありますので、これは可能性できるようにしていけないんですが、何か未然防止といいますかね、そういうプロセスも特に核的制限値というのは重要な
0:45:49	3日当たり得る。
0:45:51	寸法になってますし、それ以外の項目についても、今回アンカーボルトの事象で発生したんですが、認可を受ける際のいろんなインターロックの設定値であるとかですね、いわゆる設計確認値ですか。
0:46:07	日計算等で安全が確認された寸法なりの荷重がきちんとその図面に反映された上で、現物がそのようになっているということは重要なポイントですね新規制基準でバックフィットもかかっているわけですから、
0:46:27	特に
0:46:29	設工認としては認可対象になってるものについては現物確認についてはすべての
0:46:40	設備すべての認可対象の設計確認値については確認をしていただきたいとJAB必要があるものとも考えています。
0:46:53	それから、
0:46:57	据付ボルトのほうはちょっと
0:47:00	なんですかね、この表のつくりの話だけであればいいんですけども、本数であるとかですね、あれと表、これ。
0:47:12	どうぞ。
0:47:14	ページ乾パン戻りますけれども、
0:47:17	資料の
0:47:24	資料本文のですね、3ページ。
0:47:30	ごめんなさい。
0:47:32	同じ5ページですね、
0:47:39	すみません。
0:47:42	ボルトの本数がですね。
0:47:46	なお、
0:47:56	すみません、ボルトの本数がずっと例えば資料の提示が出てこないんですけども、ボルトの本数はせっかくこれだと4ページ目の
0:48:08	共同4ポットの不適切な記載誤りする上のところで④の
0:48:15	ボルトのですね、交通の記載の誤りについては、耐震掲載の入力値として用いていないためっていうのは確かにそういう部分もあるかもしれませんが、だからといって安全性の影響がないということではなくて、

0:48:32	必要な本数は入ってなければいけない計算にのインプットにはなっていないということですので、何かこの全体の報告を見て、こういう今の臨界防止もそうだしボルトの本数もそうなんですが、何か安全に。
0:48:49	重要なのかということをよく考えた上で、特に我々というか法令上の認可申請をする際の認可条件になるようなものは必須とした上でさらに手続きがあろうがなかろうが安全に重要という、いわゆる
0:49:09	要求事項になっているようなものについては社内のほうできちんと、それも含めて管理する体制を整えていただきたいと思います。
0:49:24	原子燃料工業フジワられつつ、ちょっとよろしいでしょうか各々説明いたします。ちょっと補足しますと、委員会につきましては、従前の設工認の中で、前回評価したものを数値として載せてまして今回の新規指定では何も変わってないんですよ。
0:49:43	だから、簿記等の確認をしますけど表示対策ってないんですが、一方耐震につきましてはですね割増係数も変わってますし、この設備設置してからですね、50 判定の評価判定基準とかですね。
0:49:58	迷うようなものが変わってきておりますし、最新の評価方法では 1 から評価をやり直しするところなんですよ。
0:50:06	だからですね、当然、この設置したときは、設工認の中ではですね、評価していない部分とか細かい期待しない部分がございますので、それを改めて評価して書き直しておりますので、そういう中で、数値が
0:50:23	間違ってたのを改めて確認したというところでございますが、それから臨界とちょっと違うんですよ。今おっしゃられたような事業者としての確認がまずそれは別に行いますが、記載としていたしましてはちょっと臨界等耐震は違うところになっております。
0:50:40	以上です。はい。原子力規制庁ナガイです。臨海については、第一次設工認のときにも確認をしておりますが、単一ユニットについてはそう体制についての中だけの範囲で、
0:50:57	寸法とかあるんですけど、今後出てくる複数ユニットになると。
0:51:03	第一次設工認のときには、すべてが申請対象になっていなかったもので、その距離であるとかは、次回以降姿勢になってます。ですからその部分については今後審査を設置工事に出てくるものと思いますけれども、
0:51:20	節対ついと相互間の距離であるとかすべてが対象になってくるので。それが過去の使用前検査、それから皆さんのデータであるのであれば、当然それを
0:51:35	工事が無い場合であっても、適合確認した上で、現物がどうなってるかっていうのは確認する必要があると思いますけれども、その点については今のお答えに含まれていないと思うんですが、いかがでしょうか。

0:51:59	原子燃料工業クロイシでございます。コメントありがとうございます。一次設工認の復水んとに関しましては、当該の設備についても確認してございますので、次回以降に積み残しとなっておりますものが、
0:52:15	建物があるんで、みんな見ることを考えております。要は周りと建物の壁で隔離されているというようなもの、そういう事項については、建物のときにいるのかなということで、次の骨子となっておりますが、当該設備が周りの設備と
0:52:32	離隔がとられているというものではただ施設の設置据付のところで見れるものですからあそこは
0:52:40	確認してございます。
0:52:43	今後も用時設工認 5 施設等ということで続いて参りますので、申請した設備が要するにその評価の値を比較してくることは設備ごとに見れますので、そういうことでやって、
0:52:59	参りますので御説明させていただきます。以上でございます。原子力規制庁ナガイです。私の
0:53:09	なんですかね、1 次審査時の理解が不足したらあれなんですけど、搬送設備の一部は他の領域にも移動したりして設置するものがあって、複数ユニットの一部が残ってたんじゃないかと思うんですがいずれにしても、
0:53:28	今回の対象外にしたからといって間違っていないという数字ありませんし臨界防止については、もう発生防止がすべてですから、現状確認という意味では単にこのボルトの間隔とかを再決定するというだけではなくて、
0:53:46	従ってこれ要求のあるすべての設計確認値、認可を受けようとする制限値については原文すでにこれからつくるものではなくて現状あるものですから、その範囲に入っているということは、現状あるものについては事前に確認できるわけですから、
0:54:06	確認をした上でですね、アズ認可申請していただきたいと思っておりますので、改造とかって、今後のものは当然使用前の事業者検査なり自主検査の中で確認すべき事項だと思っておりますけれども、
0:54:22	ここは非常に重要なポイントになりますので、ぜひ同様の類似のですね堰は発生しないように、確実な対応をしていただくようお願いします。
0:54:40	原燃工オノでございます。臨海につきましても、社内としてはですね、自主検査のときに、今回の事象が起きないように、事前確認についてはやっていきたいと考えてございます。
0:55:14	原子力規制庁の吉村です。
0:55:18	今の御説明を聞いてですねちょっと正しいの感覚からすると非常に驚くことか。
0:55:25	あったんですけど、まず

0:55:30	設工認出されてるば計算書もそうなんですけど例えば、
0:55:37	図面の概略の寸法トラックの交通っていうのが、
0:55:44	こちらのペレットのスタックークレーンだと4ページにあるように、
0:55:51	アンカーのスパンとか、工数というのが記載されてるわけですね。
0:55:57	記載されているものというのは基本的には、
0:56:02	ことになら図面があるというのが、
0:56:04	当たり前の話なんですけど、先ほどの話ですと、
0:56:10	ルールはあるけど、ボルトの
0:56:14	戸数五大市スターム書かれてないということで、こういった数字を出されてくる ってこと自体が、
0:56:22	ちょっとその設計の観点でいうと常識できてないんじゃないかと。
0:56:27	いう印象がありますので、
0:56:30	いえ。
0:56:31	こういったが、多分設計のですね。
0:56:36	品証の確認の手順というのはいろいろ隔離
0:56:40	一般的にも民間でも規定されてると思うんですが、
0:56:45	たとえばものについては、必ず図面のほうで、
0:56:50	検証されてチェックされてるデータを持っているっていう前提に立って、これを見 るっていうのが普通なって。
0:56:57	そういったものがないという。
0:57:00	なくて、こういったことが出たから始めて、こういったものでは、
0:57:04	作り直したと。
0:57:06	追加したというのは出した時チェックされてないということなので、
0:57:11	で、こういったことは、これは特殊なケースで他の役員と他の機器に対して、も うそういう進めない状態で出されていくことがないのかどうかということを疑って しまうんですが、そういったことはないんでしょうか。
0:57:29	原燃工の小野でございます。ちょっと表現の仕方がやっぱ問題があったかどう か知りませんが、図面がないというのは現状ないという意味ではなくて、本 設工認を申請する準備をしている段階で過去に図面がなかったという意味で 図面がなかったということです。
0:57:49	それからここに図面がなかったので、今回、現物調査をして、図面等をそろえ ていたということでございます。その図面をそろえる過程で、現物調査の中に 誤りがあったので、設工認に出している記載に誤りがそのまま出てしまったと いうことで、
0:58:05	図面がない状態で設工認を申請したということではないです。

0:58:09	あ、すみません、こちらのちょっと医薬生活ヨシムラですねという理解がちょっとええと十分なかった点があったかもしれませんが、基本的には出された数値についてはすべて
0:58:24	手持ちのバックとなる図面と図面で全部総合したデータを品質管理上置かしていただくと。
0:58:34	必要であればそれがページできるという状態で
0:58:38	品質の管理をお願いしたいと思います。
0:58:45	原燃工でございます。承知いたしました。
0:58:48	はい。
0:58:49	リスクはいはい。原子力規制庁ナガイです。先ほど臨界管理で複数ユニットと申し上げましたけどちょっと訂正します。トリーの事業所のほうでは、
0:59:04	単一ユニット大きく劣って複数の機器を臨界計算でリンク
0:59:13	求めています。確定と
0:59:17	確定とか、すみません。確定臨界の防止の計算をしていますので、その、その際の前提となるPTの相互間の距離であるとか、
0:59:32	そういう条件が対ついにとってとして入っていますので、そう。そういう距離ですね、いわゆる計算で求めた安全を確保するための寸法については、
0:59:48	単一ユニットとしても同じですので、争点はよく確認をしていただく必要がありますので、ちょっと訂正なりますが、複数ユニットに限らずですね、臨界計算の4の中で複数の設備機器を
1:00:05	一つとしてとらえているんだのであればその相関の距離であるとか、棚の間隔であるとかそういうのも同じですから、
1:00:16	ということでちょっと訂正しつつ、改めてお伝えさせていただきます。
1:00:26	原子燃料工業クロイシでございます。ご指摘ありがとうございます承知いたしますのでよろしく願いいたします。
1:00:34	はい。
1:00:37	規制庁サービス1点ちょっと報告書の確認なんですけども、13ページで、
1:00:46	事象3のところの
1:00:50	原因のところの2行目なんですけれども、
1:00:54	4.2節っていうのはすみません同行さしているんでしょうか。
1:01:35	原燃エヒラサワちゃってる。
1:01:37	それから4.2節は誤記でして、
1:01:40	いつもは未記載したアンカーボルトの個数を同時にとって取ってってことで、
1:01:53	っ放しました。

1:02:00	はい。
1:02:13	規制庁タナベです。規制庁側から本件についてほかコメント等ございませんでしょうか。
1:02:21	じゃあ、
1:02:24	規制庁イケナガですけども、報告聞かしていただいていて、ちょっと確認なんですけど、12 ページ目の真ん中のところですが、事象 1 の原因がところで、冒頭の スパン最大
1:02:40	に関して二つの解釈がありますということがちょっとよくわかんないんですけど、というのは、設計する方が、いろんな共同なんかを計算されて出された数字であると。
1:02:54	一方Bというのはもう、そういうのは関係なく最大の スパン のノミナル値だと、その二つがあって、設計担当者は別のものがこの資料に基づいて作成しましたということなんですけど。
1:03:12	この絵っていうのが意味がよくわかんないんですけど、どういう意味なんでしょう。
1:03:22	年後でございます。
1:03:24	等もはですね一番素直に解釈した時なので、あまりこの設備として単純な書き方なんですけども、今回の場合、レールの スパンテロ というのが、結果的に 3 種類ございました。このガイド設備に関して、
1:03:41	メールのアンカーボルトが ■ヶ所ぐらい 2 人って ■ヶ所あるということはさが ■ヶ所存在します。その ■ヶ所の 掴む長さ として端っこのファイナル 掴む なかったというのは少し短めの負担
1:03:59	中央付近のほとんどの スパン が大体への通用するぐらいの長さですか。真ん中の 2ヶ所のみがやや長めの時間というふうな設計になっていました。その設計っていうのは、それぞれ 3 種類のノミナル値を持っているんですけども、
1:04:16	その ■ヶ所の中に 3 種類の スパン が規定自体それぞれノミナル値があるのであるんですけども、の解釈は、そういったところの違いとは無関係にすべての スパン 僕は勝手もこれ以下であると。
1:04:31	そういう意味で、このAという解釈です。
1:04:34	日という解釈は 3 種類のみの スパン があって、その中で最大のノミナル スパン はこの辺りですねビール会社にそういう意味で、ここでは記載をしてございます。わかりにくくて申し訳ないとイケナガですけどそういう意味がちょっとわからないんで、この辺修正お願いできませんからね
1:04:53	後で読んでピンとこないんですよ。

1:04:56	今おっしゃった3ヶ所という話も全然ここ入ってませんし、それともちょっと具体的にこのところ、どこが間違っに原因があったけど、わかるような書き方をお願いしたいと思います。
1:05:09	はい。
1:05:11	全部です。承知いたしましたの書き方は工夫させていただきます。
1:05:18	はい。
1:05:21	規制庁タナベです。規制庁から他よろしいでしょうか。
1:05:27	一応規制庁タナベなんですけど、今回の不適切な記載について一時確認していただきましたけど、今回の第三次設工認でも多分品証のところでもそのほど記載されることとなりますが、今回の申請は主に建物ですし、
1:05:46	設備についてもおペレット貯蔵容器の一部撤去をしかないので今回の申請の中にあまり本件該当するものはないという理解でよろしいですね。
1:06:06	減税の考慮フジワラでございます。
1:06:10	次の通りでございます。
1:06:14	はい規制庁タナベです。ありがとうございます。それでは以降も県ほかにコメント等ございませんでしたらちょっと次のか議題に移らせていただきたいと思いますとちょっと御時間が短い手短にですが、次の議題としましては今までのコメントを対応ですね、等についてなんですけどこちらです。
1:06:34	次に今回の面談で資料いただいておりますので、基本的にはこちらで確認をさせていただくことにさせていただきます。なので、今回いただいている資料に追加で補足で説明が必要なものがある場合にはそれを御説明いただくようお願いいたします。
1:07:00	原子燃料工業カキノキですね、間違った
1:07:06	はい。
1:07:08	原子燃料工業の井上です。
1:07:11	本ぐらいの
1:07:16	いつも今回のコメント対応表についてですけど、何点かちょっと補足で説明したいところがあります。
1:07:23	まず、1-4のところなんですけれど。
1:07:29	資料1のコメント対応用の2ページです。はい。
1:07:34	1-4です。
1:07:36	説明をお願いします。
1:07:38	はい。
1:07:39	ここはいい消火器を屋外に設置することについて問題ないことを説明することというコメントなんですけどその中に、

1:07:48	消火器の本数を書いてございます。
1:07:52	今回の補正でこの消火器の本数を変えました。
1:07:56	変えた理由はですね、
1:08:01	消防署の上層部からの指導があったということで書いてございます。
1:08:06	当初は
1:08:09	粉末消火器 50 型日本ということで申請しておりましたから、今回は 50 型を 2 本、
1:08:17	10 型を一波というふうにここで記載を書いておりました。
1:08:23	僕らに設置する場合について消防法に移ってもらわないということについての責任に影響はございません。
1:08:32	消防職の指導につきましては、法令要求事項の本数はそのままとし、
1:08:39	融度は本数を追加すること。
1:08:43	ということの指導がありました。
1:08:46	ですので、法令要求事項が 50 型一波 10 月いっぱい。
1:08:51	ということでしたので、それに誘導として 51 方追加するというので、日本と日本というふうに一般増えた状態でございます。
1:09:06	当初は 10 型 1 本というのを誘導勘案して 50 型というふうにしたんですけど、そこが違う場所からは、
1:09:16	よろしくないという指導になったものでございます。
1:09:23	1-4 については以上でございます。
1:09:26	はい。ちょっと続けてお願いできますでしょうか。ちょっと時間も短いのでリストの御説明をヶ所何点かかっていうことがそこはちょっとこの言えます。はい。
1:09:40	続きまして、コメント対応表 16 ページでございます。
1:09:46	2-25。
1:09:48	です。
1:09:54	これも第 1 加工棟の消火器の本数でございます。
1:10:00	事業許可班員申請書に合わせた員数に見直すということで、当初設備等がございました。
1:10:07	今回ですね、
1:10:11	1-2 資材保管室を撤去することに伴って小計が撤去するものが出てきた。
1:10:19	基準があるということによってあるということと、
1:10:22	そう歩行距離をちょっと配慮して近くに 1 本、追加したほうが良いというところもありましたので、その部分をどうとすると。
1:10:31	ということで授業／遠心すり合わせに合わせた

1:10:35	以上よりちょっと一報があったということで、ここで書いております。
1:10:41	消防法に基づいて消火設備を設けるとすればいいんじゃないですか。基本的な設計方針に変更はございません。
1:10:50	はい。
1:10:52	続きまして、
1:10:55	2-26、17 ページでございます。
1:11:01	17 ページは、あそこで 2-26 は火災報知器のこの数なんですけれど。
1:11:08	火災報知の数の中で、
1:11:13	当初の申請では
1:11:17	熱感知器を
1:11:18	煙感知器に変えるということで新設盤下で、その中で、熱感知器の位置の分布型につきましては、
1:11:28	文化というものが仕入れておりますけれど、
1:11:34	とりあえずその部分とか他の都立系の耐震補強を考えたときに、普通の煙感知器に変えたほうがええか補強しやすいということ。
1:11:47	になりましたので、熱感知器の分布型を煙感知器入ということで今回の補正で申請してございます。
1:12:02	以上でございます。
1:12:09	規制庁差ですけども許可の基本方針から変更になってなされたところというのは、今回申請されている補正申請書の別添で
1:12:27	許可からの変更というところで、
1:12:31	添付 1-表 3 の参考の 3-2 のとっていう表に
1:12:38	えっと記載されていると思うんですけどもそちらに整理されて記載されてると思うんですけども、消火器のほうは 451 ページに書かれている。
1:12:50	その下段に書かれているもので、今の御説明が箇所が網羅され、
1:12:56	テール事業に読めないんですけど、それでよろしいですか。
1:13:05	はい。
1:13:35	原燃工の井上でございます。451 ページにつきましては、
1:13:43	第 5 廃棄物貯蔵棟に対しての記述になってございます。
1:13:48	第 1 加工棟に対してはですね。
1:14:00	はい。
1:14:13	第 1 加工棟に対して確か 445 ページの消火器の配置というところで記載してございます。
1:14:21	規制庁側です了解でその確認できました。基本的に事業許可の方針から変更するものについては、こちらのほうに取りまとめて記載しておいていただけれ

	ばですね、その内容を我々の方で判断して、その問題ないものかどうかというのを審査させていただきますので、
1:14:39	とりあえず御説明の件は了解しました。
1:14:47	はい。
1:14:51	規制庁タナベでちょっと1点お伺いしたいんですけど2-26-
1:14:57	回答の中で熱感知器分布型を取りつけの耐震補強の観点から煙感知器変更するってことなんすけどこちらの熱感知器分布後そう煙感知器っていうのはそのような形状は異なるものなんですけどちょっとイメージが湧いていないんですけどちょっと簡単にどういう机上のほうの御説明いただけませんか。
1:15:18	原燃工の井上でございます。まず煙感知器ですけど、普通の部屋にいた部分もあると思いますけど丸井直径10cmで立つは5cmぐらいの
1:15:34	感知器なりなんですけど。
1:15:36	熱感知器の分布型というのがですね、
1:15:41	がですね、天井の周辺をずっと8っている。
1:15:47	現状の様子見ですね、天井の四隅のをずっと走って行って、
1:15:51	それで、その中に封じ込められた空気の防潮で熱を感知するというところでございます。
1:15:59	ですので、その導管の固定するのに、ガチガチに固定指標と同感潰してしまうので、
1:16:06	どうかをつぶさないようにでも耐震補強。
1:16:09	きちっと見るようにというのがちょっと難しいということで、煙感知いっぱい入るということでございます。
1:16:17	規制庁タナベです全くオペ形状ついが踏むに承知いたしましたありがとうございます。
1:16:25	すみません、イケナガですけど熱をケーブルにかえること自体は消防法とか、その高齢関係では問題ないんですか。
1:16:36	原燃工の井上でございます。
1:16:38	熱案地形と行目が高さについては、今回その煙感知器で感知できるためにございますので、問題ございません。
1:17:09	規制庁タナベする規制庁側からほかに今の確認塾コメントの中で何かご質問等ございますでしょうか。
1:17:21	その中に今思います。
1:17:24	はい。
1:17:25	はい。

1:17:26	そしたらすみません規制庁タナベですと今御説明いただいた件についての確認は以上となります。ちょっとそのタナベから1点、今回説明のところ知らないという場所で核可能確認をさせていただきたいんですが、
1:17:42	今回の審査、ちょっとお待ちください。
1:17:48	報告。
1:18:01	すみません規制庁タナベです。今回の先生の対象である第1加工棟の中でちょっと前回の面談でも早くお伝えしましたが、 っていう箇所が1ヶ所ございますよね。
1:18:16	デートそこについてなんですけど、本当に簡単なことなんですけど、 に一等入る際、つまり の扉ってというのは、これは非管理区域側から入ることになっているのかってということと、あとそのときに人のほうのシミ防止とかの観点からも、
1:18:36	ここにロッカー濃度ロックがついているって理解でよろしいでしょうか。
1:18:41	ということをちょっと言った意見を質問させてください。
1:18:51	原子燃料工業の方に載ってございます。 に或いはってのがございまして、こちらのほうはですねと
1:18:59	東側に分布します
1:19:03	一般建物の応答二階中二階からデイリーするのはやっております。
1:19:10	別の管理区域からやはりウランの方にいことはないかということでございます。
1:19:16	あとその隣接建屋から配備までにはに入ります。扉のほうは鍵つきということで提携してございます。
1:19:28	以上です。うん。
1:19:30	はい、規制庁棚ベースありがとうございます。ちなみにこうやり浦邊って何を保管する場所なんですか。
1:19:42	原子燃料工業カキノキでございます。これ ですね
1:19:47	もう何も無いとか内容になってございます。
1:19:54	はい。
1:19:55	はい。
1:19:56	規制庁サーベイ車の承知いたしました。
1:19:59	はい。
1:20:03	そして、
1:20:05	原子力規制庁の永井です。今の点も御案内の補正が受理したて一審査中です。なので、その中で、

1:20:15	いろいろな法令要求に照らしてですね、確認をしていきたいと思いますのでまた改めて確認が必要であれば連絡します。
1:20:26	はい。
1:20:31	規制庁タナベですが、コメントを対応に対して、規制庁側からほか確認事項等ございますでしょうか。
1:20:41	そしたら規制庁側からのコメント対応に対しての質問以上となります。そうですか。はい。
1:20:52	すみません 1 点はありますのでお待ちください。
1:20:58	それとハヤカワですけれども、ちょっと確認したい項目がございます。
1:21:03	まず、1-3。
1:21:06	のコメントに対して、一応、
1:21:09	観光の場所を記載してもらったんですけれども、
1:21:14	貫通孔に関する検査内容、それが反映されてなかったの、
1:21:21	それを反映していただけますか。
1:21:26	それとですね 17 ページ。
1:21:30	2-28。
1:21:34	のところで配線用遮断器の行き来がわかるということで、今回図面上追加してもらったんですけれども、以前いただいた御社の会議等では、感染研専通ベースで
1:21:50	追加するという話になってたと思うんですけれども、今は何か接続数的な内容で分電盤が何かすごい数あるようなイメージで、
1:22:03	もともと、
1:22:05	前回の回答では分岐番号もわかるような記載、あと、
1:22:11	配線用遮断器、その番号がわかるような記載にするような白金見えだったので、その辺の変更をお願いいたします。
1:22:24	それと、前回ちょっとコメントしてた杭の支持層に到達したときの話なんですけれども、
1:22:34	前回の回答ではN値の記載をしていただくような判定基準にするというような話もあったと思うんですけれどもそれが反映されてなかったので、それを確認していただけますか。
1:22:49	検査側からは以上です。
1:22:58	はい。
1:22:59	原燃工原子燃料工業の井上でございます。
1:23:03	今の御質問の 1-3 の貫通部の件なんですけれど。
1:23:08	火災区画図の中に入れていていると思うんですけれど。

1:23:19	はい。
1:23:19	ページ施設工認資料でページ 123 の図併任 152
1:23:25	書いている。
1:23:27	と思うんですけど、わからないんでしょうか。
1:23:35	場所はわかるんですけども、
1:23:39	はい、再検査内容のほうに記載が抜けているということです。
1:23:47	それを、前回コメントしてると思うんで。
1:23:50	一応配置の話はこれでいいんですけども、それに伴って、今回追加したことに伴う検査の内容が記載漏れてるということです。
1:24:04	はい。
1:24:05	はい委員長
1:24:07	現在この辺でございます。了解いたしました。
1:24:11	検査内容が漏れてるということで追加意図せ地下水できます。よろしくお願ひします。
1:24:20	原燃工の井上でございます。それからの分電盤の話なんですけれど。
1:24:30	分電盤に番号をつけるということになるんで。
1:24:35	これことなんんでしょうか。
1:24:38	前回いただいた回答がですね、読み上げますと、
1:24:44	申請書の図面に配線用遮断器を設ける分電番号の番号を含む。
1:24:54	接続回路がわかる単線結線図を追加しますという回答だったんですよ。
1:25:06	その回答に対して今回出てる図面はただ単にITの繋がりがわかるだけ。
1:25:16	というような図面なんで、ちょっとそのニュアンスが違ってるということでございます。
1:25:26	原燃工の井上でございます。承知いたしました。時海浜成なりますけれど、修正いたすようにいたします。よろしくお願ひします。
1:25:36	広く規制庁ナガイです。先ほど最初の議題の適用をそれぞれし今のやりとりの分電盤もそうなんですけど。
1:25:46	まずは公認申請書の中で位置であるとか、来構造も相当前構造とか強度必要なものは強度ですので、その位置を特定するために、皆さんの社内で、
1:26:02	どういう管理をしているのかっていう視点で考えていただきたいと思います。
1:26:09	特に先ほども寸法計測すると場所がちで違ったとかっていうことのないように、どういう管理をしまして、2 のかかっていうことが重要です。
1:26:21	これは今の分電盤に言われたから素直に対応するというのは当然のこととして、すべての設備機器について、どこにどういふに据えついていて、関係者がそこにアクセスするためにはどういふ

1:26:40	番号なりですねいわゆる重症だと言えいいですかね。そう。どういう管理をしているのかっていうのを社内できちんと管理をしていないんじゃないかと思うような対応がよく見受けられるので、必ず
1:26:58	人によってですね、何か違うところの分電盤を見に行ったりとかしないように、そういう管理の方法についても、必要に応じて確認をすることもありますし、検査だったら、必ずそこに行けるという情報を
1:27:15	図面なりに展開をしていただくということで、我々のこれから見ていきますけれども、皆さんの方でも、そういう情報が入っているかっていうのは、よく最低限をするようにしてください。
1:27:38	原燃工の井上でございます。8 上げたじゃました。
1:27:45	原子炉容器工業ワラタニでございます。先ほど田中さんのご質問ございました奥井のセンターの江口の件ですけれども、説明資料のですね、入れ替えなければ、
1:28:00	今このN値 30 以上という記載ではなくて本当に施行でねらってる市立手続中で記載するということでしょうか。
1:28:10	はい。
1:28:12	ですから検査としての判定基準で何を見なきゃいけないから、そこをだから明確にしてくださいというコメント等なんですよ。
1:28:24	それを書いております。例えば、結構いい。
1:28:31	よろしいですか。わかりました。この使用表の記載とですね、後ろの検査、そして判定基準のところ、きちっとどういう数値であればなくなるかということに見直してですね整備いたします。以上でございます。
1:28:47	よろしく申し上げます。はい、原子力規制庁の永井です。今の質疑応答も本質のところは同じなんですけれども、
1:28:57	安全を確保するためにどういう地盤に設置しなきゃいけないのかっていうことを皆さんの許可の段階で申請書に記載。
1:29:10	している部分については、具体的なこの今回の個別設計にどう反映して何を確認しなきゃいけないのかということをもまずご理解いただきたいと思いますので、
1:29:24	特にその地盤のN値であるとかパラメーターですね
1:29:30	パラメータって感じの地盤の協働を表す
1:29:38	今の
1:29:39	について、
1:29:41	水力設計確認値と言ってますけれども、こういう項目その強度で建物なり、家きちんと地震力に耐える設計としているということの設計確認値の一つとして、

1:29:57	NN値がありますので、そのところの増。
1:30:01	何々以上とかですね、さっきクレーターのボルトのスパンでスパージャとか、
1:30:09	もう同じなんですけれども、いわゆる
1:30:16	実測値は結果として出てくるわけなんですけれども、これ以上っていう、その評価で評価なりで使用した値。
1:30:27	ここが今度設計確認値という判定基準になるのであればその数字をきちんと押さえていただくということで、すべての項目について確認をするようにしてください。
1:30:44	原子力工業ワラタニでございます承知いたしました。
1:30:55	規制庁タナベです他今までのコメントに対する経常質疑等ございませんでしょうか。
1:31:03	なければ他資料ですね説明必要なものがありました、熊取から事業者からご説明をお願いしたいのですが、
1:31:16	はい。
1:31:20	はい。
1:31:28	原子炉抗力ならずでございます。はい。
1:31:33	はい。
1:31:34	規制庁タナベです。そしたらですねちょっと明示的に保守お伝えしますと第1加工棟改造に対して北側の壁がちょっと施工方法でやったって言うふうに今資料いただいておりますがちょっとそちらについて簡単に御説明をお願いできますでしょうか。
1:31:59	はい。
1:32:00	原子燃料工業ワラタニでございます。賃貸説明させていただきますと、こちらはずね面談でも前3グループ、
1:32:10	もう今壁にはいろいろあるということで整理するということですね、エキスパンションジョイントの位置、そういうものをきちっと踏まえて維持するということで、1の変更はないんですけれども、配管等の干渉物が多いので、それ配管を
1:32:27	いっぱいさせるための調査に行っておりましてその中でですね、一部報道も壁のコンクリートだと思っていたところがですね、モード地域では調査したところをやはり設定という事象が生じてございます。
1:32:42	今回この壁はですね、
1:32:45	ミッドループ硫黄確保施設から外すことにして
1:32:50	残った加工施設としての外周部に該当してしまうというのはですね、本来の工事においてもなかったものですから、現状のままで適合性確認していただくと思っていますけれども、報告であることが起きたので、

1:33:05	今回補正にてですね、平均応力いただき変更したいということを追加させていただきます。
1:33:13	それに伴いましてですね、もう一度食べようですねすべての北京探査機につきまして調べたところですね、ドーム部事象はございませんでしたけれども、一部ですね不要な窓扉は
1:33:29	一般やコンクリート閉止するというので配れ記載しておりましたけれども、今回新たにそういう行為を行うものはすべて鉄板閉止するのではなくしてすべてTBDだけにしますと、書かせていただいていたんですけども、過去にですね。
1:33:45	いうふうなトリガーだから、取り払って一般で閉止しているところがございます。それは前からなんで今回の設備ではないといいかもしれないんですけども、我々の思想としては、今後も鉄板による閉止を行わない。
1:34:01	ということなんではここに鉄板で閉止してるところもコンクリートで閉止するというので江府として追加させていただきたい。
1:34:09	ということです。
1:34:12	あとですね、加斗に関しますテーマ減便過度の性能を持っているんですけども、ちょっと特殊なもの等ございまして作っていただいたメーカーさんでもありますね、もう撤退されている。僕パークがないというような扉もございましたので、
1:34:28	これらもですね、踏まえて、今回新しい防護などに更新するということを追加させていただきます。以上でございます。
1:34:40	はい。本件について規制庁側から何かコメント等ございますでしょうか。
1:34:45	資料の修正だけはい。
1:34:49	ハヤカワですけども、資料の経費のところちょっと修正していただきたいところがあって、
1:34:56	当初指摘を受けた。また、第一次設工認の使用前検査になってますけれども、使用前自主検査、
1:35:06	だと思いますので、修正をお願いします。
1:35:15	原燃エワラタニでございます。準備いたします。
1:35:51	規制庁タナベです。ほか規制庁側からコメントございませんでしょうか。
1:35:56	はい。そうしましたら規制庁側からのコメントは以上となります。時間になりましたので本日の面談について終了させていただきたいと思います。熊取事業者がよろしいでしょうか。
1:36:13	栄光のカキノキの値じゃございません。はい、ありがとうございます。ではないと、これにて面談を終了させていただきます。本日はありがとうございました。